今だからこそ
話してみませんか

こころのディスタンスは0m（ゼロメートル）～こころの健康づくり事業からのお知らせ～

新型コロナウイルス感染症対策のための新しい生活様式として、物理的距離の確保や交流の制限、マスク着用が当たり前となり、コミュニケーションの方法も変化してきています。

しかし、人は人と交流することで安心することができます。物理的な距離があってもこころに距離はありません。あなたのこころは身近な誰かとつながっています。悩みや不安を感じた時、その気持ちを保健師に話してみませんか。

うまく話せない、そんな時は「つながる」シートが役立ちます。「つながる」シートは、悩みや不安を記入することで、必要な支援へ速やかにつなげるようにするものです。

【「つながるシート」３つの利点】

①次の相談先が分かり、安心してすぐに次の相談先へ行くことができる
②複数の機関との連携により、相談者の悩みが早く解決される
③同じ話をしなくても済む等の相談者自身の負担軽減になる

眠れない、気分が落ち込む、経済的に苦しい、人間関係に疲れたなど、悩みは１つとは限らず、解決のためには複数の機関への相談が必要になる場合があります。また、自分の置かれている状況をうまく伝えられない場合もあります。誰にも相談できずに悩みを抱えている人は「つながる」シートを活用し、まずは相談してみましょう。誰かに相談することで解決の糸口が見えてくることがあります。シートや相談先については市ホームページに掲載しているほか、各関係機関でも配布しています。また、相談内容について**本人の同意無しに共有することはありません**ので、安心してご利用ください。

■問い合わせ先　健康増進課（☎37-3750）

住居確保給付金の支給期間を延長します

住居確保給付金は、主に生計を支えている人が離職や自営業の廃業などにより経済的に困窮し住居を失った、またはその恐れがあるとき、一定の要件を満たす場合に一定期間、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、住居と就労機会の確保に向けた支援を行うものです。支給期間が以下のとおり延長になりました。

これまで
原則３カ月間
最長９カ月間

▶▶▶

令和３年１月１日以降
最長12カ月まで
延長可能

※延長の対象は、一定の要件を満たし令和２年度中に住居確保給付金の新規申請を行い、受給を開始した人のみです。

詳しい支給要件等はご確認ください。

■問い合わせ先　ひろさき生活･仕事応援センター（駅前町、ヒロロ３階、☎38-1260、☎36-3776）

※厚生労働省住居確保給付金特設サイト（https://corona-support.mhlw.go.jp/）でも確認できます。専用のコールセンター（☎0120-23-5572、午前９時～午後９時、土・日曜日、祝日、年末年始も開設）もありますので、ご利用ください。

ひろさき生活・仕事応援センターをご活用ください

ひろさき生活・仕事応援センターでは、仕事や住居、家計に課題を抱えている人に対し、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が他の機関と連携して、解決に向けた支援を行います。仕事や生活に困っている人は、まずは「ひろさき生活・仕事応援センター」へご相談ください。

あなただけの支援プランを作成

生活に困りごとや不安を抱えている場合、まずはご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

社会、就労への第一歩を支援

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な人に対し、原則６カ月から１年の間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

柔軟な働き方による就労の場の提供

直ちに一般就労することが難しい人のために、その人にあった作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する就労訓練事業もあります。

家賃相当額を支給

離職などにより住居を失った人、または失う恐れのある人には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

家計の立て直しをアドバイス

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関との連携、必要に応じて貸し付けのあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。

見学・体験を通して仕事を紹介

無料で職業を紹介します。また、求人票だけでは分からない企業の情報を、企業の担当者から直接聞ける機会を提供するとともに、希望者に、職場見学や一定期間の就労体験・実習の機会を提供します。

相談から支援までの流れ（相談無料・秘密厳守）

1. 窓口へ相談
2. 生活の状況を見つめる
3. あなただけの支援プランを作成
4. 支援サービスの提供
5. 定期的なモニタリング
6. 真に安定した生活へ

ひろさき生活・仕事応援センター

▼**ところ**　ヒロロ（駅前町）３階（就労自立支援室併設）
▼**受付時間**　平日の午前８時30分～午後５時（事前の予約で休日・夜間の相談も対応可）
■問い合わせ先　生活福祉課就労自立支援室（☎38-1260、☎36-3776〈相談専用〉）